

鏡野町行財政改革審議会（第6回） 議事要旨

1. 日時 令和8年9月30日（水）13時30分～15時30分

2. 場所 鏡野町役場内 危機管理センター

3. 出席者

（委員）

飯田委員、池田委員、宇佐美委員、齋藤委員、西村委員、長谷川委員

※岩淵委員は欠席。

（鏡野町）

副町長、事務局7名

※傍聴者は2名であった。

4. 議事要旨

（1）第四次行財政改革プラン（概要案）

- ・事務局から、資料1を用いて説明し、委員から、質疑・意見を聴取した。
- ・委員から、財政調整基金が10年で40億円減少した理由について質疑があり、事務局から、町村合併以来の地域情報通信施設や上下水道などのインフラ整備に伴う借入金の返済額の負担、コロナ禍以降の社会情勢の変化に伴う物価高騰、災害復旧事業、公共施設の修繕改修、特定目的基金への積み替えなどが要因となっていることを説明した。

（2）答申について

- ・事務局から、資料2を用いて説明し、委員から、質疑・意見を聴取した。
- ・委員から、全国の自治体病院の約90%が赤字経営の中で、鏡野町国民健康保険病院について、建て替えを機に、公設民営化や専門のコンサルタントの配置、プロジェクトチームの設置や専門職員の配置などを具体的に検討し、実効性のある踏み込んだ改革を進めることが望ましい、との意見があった。
- ・委員から、「3 公共施設等のマネジメントの改善に向けた方策」について、施設はなるべく削減していく方がよいという方向性の議論の中で、これから病院という大きな施設を新たに整備するに当たり、病院が将来どういうものになっていくのかという町民の懸念や疑問に対応できるように、中身を相当慎重に考えていく必要がある、との意見があった。

- ・委員から、「3 公共施設等のマネジメントの改善に向けた方策」について、行財政改革の視点だけでなく、住民が希望を持てるような視点も必要ではないか、具体的には、施設の統廃合や機能集約に際しては、住民生活への影響を最小限に抑えるため、移動支援、出張サービス、デジタル活用などのソフト事業を組み合わせ、サービス水準の維持・向上に努めること、といった内容を加えてはどうか、との意見があった。あわせて、委員から、公共施設の再編に関する記述について、「地域に必要な不可欠なインフラの施設は確実に維持しつつも、…各地域の振興センター等の多機能集約拠点への再編などにより、効率的なサービス提供体制を構築すること」などと表現を改めてはどうか、との意見があった。
 - ・委員から、「5 多様な主体との連携に向けた方策」について、地域住民にとってより前向きな内容にした方がよいのではないかと、具体的には、「人を引き付けるまちづくり」に関する記述について、「移住者の視点も取り入れながら本町の魅力を再発見・再発信し、地域全体で大切に育み、未来へつないでいくことで、地域で生まれ育ち、町外へ羽ばたいたこどもたちが、また帰ってきたいと思える、人を引き付けるまちづくりを進めること」などと表現を改めてはどうか、との意見があった。
 - ・委員から、答申が答申で終わることがないように、100点は難しい中で、80点程度は実現するような方向で進めていくべき、との意見があった。
 - ・委員から、「5 多様な主体との連携に向けた方策」について、今後どのように町民と関わっていくのか、どのように移住者の視座を借りていくのか、ワーキンググループやセミナーなど、具体的な取組は答申に盛り込むのか、との質疑があり、事務局から、現時点では具体的に決まっていないものの、強い問題意識を持っていることを説明した。委員からは、例えば、公共施設を利用したい町外の方がいたとき、そのニーズを地域住民から行政へ伝え、スムーズにやりとりできるような方法があるとよい、との意見があった。
- ※欠席した委員から、最も重要なものは審議会の議論を積み重ねて作成した答申案であり、他方、行財政改革プラン（概要案）はどこのまちにも当てはまる内容に見えるかもしれないが、答申案の内容を可視化したものと考えたとその必要性和緊迫性は高い、との指摘が書面でなされた。あわせて、委員から、今後の展開としては、行政内部のワーキンググループに加え、議会との連携、町民の理解と提案が必要であり、行財政改革プランの内容や細部については、行政・議会・町民との合意形成を図りながら必要に応じて修正していくのがよい、との意見が書面で提出された。

(3) その他

- ・会長から、答申について、委員の意見を踏まえた修正を施し、書面で委員の了承を得た上で、会長から町長へ提出することの提案があり、出席委員の同意があった。

5. その他

(1) 行財政改革全体の動き

- ・事務局から、資料3を用いて説明した。

6. 今後に向けて

- ・答申について、委員の意見を踏まえた修正を施し、書面で委員の了承を得た上で、会長から町長へ提出する。